

北九州市教育実習実施要項

「小学校・中学校・高等学校教諭、養護教諭」

北九州市教育委員会

北九州市立学校で教育実習を希望する方は、次のことにご留意ください。

1. 実習について

- 教育実習を希望する学生は、原則北九州市立小中学校の卒業生であるものとします。
- 教育実習の承諾は、将来、北九州市立学校への勤務を強く希望する学生に与えるものとします。
- 教育実習については北九州市教育委員会及び実習校の校長の指示に従うものとします。

2. 手続きについて（教育実習ガイドの教育実習の流れと対応しています）

- ① 実習生は、実習前年度の5月から11月末までに、実習希望校（出身校など）に教育実習の受入れについて相談します。その際、実習希望日や実習教科などを伝えてください。
- ② 実習校が受入れ可能であれば、以下のものを実習希望校に送付または持参してください。

・別紙様式2・3・4

・返信用封筒（定型角形2号）2通「郵便番号、宛先を記載、切手を貼付したもの」

- ③ 実習生は、実習校から送られてきた仮決定通知書（別紙様式3）を大学等へ提出してください。
- ④ 実習生は、実習年度の4月以降に送付される決定通知書（別紙様式4）を大学等へ提出してください。また、この時点で電子申請にて教育委員会に教育実習の申請を行ってください。

大学等の担当者は、必要な書類を実習校へ送付してください。
(各大学の手続き方法により、実習生が事前打合せの際に持参してもよいです)

【教育実習の届出（電子申請）】

電子申請を行うことで教育実習の申込みは完了となります。



- ⑤ 実習生は、教育実習開始の約1か月前までに、必ず実習校と連絡を取り、打合せ訪問日を決定し、事前指導を受けてください。
- ⑥ 事前打合わせ当日は、教育実習ガイドの「実習校での事前打合せ」を参考に実習校の先生と内容を確認してください。
- ⑦ 教育実習終了後1週間以内に、電子申請にて、教育実習のアンケートを提出します。

【アンケートの提出（電子申請）】

アンケートの提出（電子申請）にて、教育実習終了となります。



- 申込みに必要な書類〈別紙様式2・3・4〉は、北九州市教育委員会のホームページからダウンロードできます。（「北九州市教育委員会 教育実習」で検索）
<https://www.kita9.ed.jp/eductr/kyouikujissyuR7.html>



- ※ 郵送での別紙様式の受け取りを希望される場合は、返信用封筒（定型角形2号の封筒に切手を貼ったもの）を同封し、担当へ請求してください。（教育実習申請書類希望と朱書き）。
- 申請方法について等、個別の相談については、担当へご連絡ください。

〒 806-0044 北九州市八幡西区相生町20番1号
電話番号 093-641-1775
北九州市立教育センター 教育実習担当

■ 実習校での事前打合せについて（全校種共通）

実習生は、教育実習開始の約1か月前までに必ず実習校と連絡を取り合い、打合せ訪問日を決定し、事前指導を受けてください。

実習校より、「教育実習を予定されている方へ」を受け取り確認してください。

大学担当者 大学等は実習生と確認し、打合せまでに下の書類を実習校の校長宛に提出するか、もしくは実習生に持参させてください。

[事前打合せに必要な書類]

教育実習希望申込書（別紙様式2）

（高等学校での教育実習のみ）評価票

・評価事項とその規準

※高等学校以外は北九州市教育実習評価票を使用する。

評価票は、実習校が準備する。

[事前打合せで確認すべき事項]

天候不良等で休校になった場合の対応

・出校し、指導を受けることを希望

・欠席し、実習延長を希望する

その他、共有しておく必要があること

[事前打合せ内容の例]

教育実習終了までの全体の予定の説明

担当の学級担任との打合せ（児童・生徒の実態・個々の状況の把握）

担当の教科担当との打合せ（※中学校）

持ち物や出勤時間、行事計画等の確認

事前指導の中で、担当学年、教科、校外での行事があれば参加（引率）するかどうか等

■ 確認事項について

<教育実習に係る経費について>

本市においては、教育実習生の指導に係る謝金等の経費は受領しないものとしております。ただし、給食費、校外活動に係る交通費等については、実費を徴収します。

<評価票について>

本市で教育実習の評価を行う際には「北九州市公立学校等教育実習評価票」を使用します（高等学校での教育実習を除く）。教諭用、特別支援学校教諭用、養護教諭用、栄養教諭用の評価票例は「教育実習ガイド」に掲載されています。

<教育実習の辞退について>

実習生の受入れのために、各学校にて学校行事等の調整を行っています。申込みを行う前に確実に実習を行うことができる期日かどうか、実習生、大学間でご確認ください。やむを得ない理由で辞退する場合は直ちに、実習校、北九州市立教育センター教育実習担当まで連絡（093-641-1775）してください。同時に辞退届（書式は大学による）を提出してください。

■ 関連資料のダウンロードについて

関連資料は、北九州市教育委員会のホームページ下部の「関連資料及び各種様式」をクリック後、教育センターホームページからダウンロードできます。ページ内に「教育実習お役立ち情報サイト」の入り口があります。

（「北九州市教育委員会 教育実習」で検索）

[関連資料]

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 北九州市教育実習実施要領 | <input type="checkbox"/> 別紙様式 2・3・4 |
| <input type="checkbox"/> 教育実習ガイド（教育実習生・大学用） | |